

令和 7 年高島市教育委員会
第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

日 時 令和 7 年 1 月 2 7 日 (月)
午後 2 時 0 0 分
場 所 高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和 6 年第 4 回臨時会会議録の承認
3. 令和 6 年第 1 2 回定例会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員 委員

5. 議事

日程第 1 議第 1 号 高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を
改正する規則案

日程第 2 議第 2 号 高島市文化ホール管理運営に関する規則の一部を改正
する規則案

日程第 3 議第 3 号 高島市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正す
る規則案

6. 今後の日程

- ・令和 7 年教育委員会第 2 回定例会

日時：令和 7 年 2 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分

場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

令和7年 第1回定例会座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長			饗庭 教育指導部長	
中川 教育総務部 次長	橋本 教育委員		田邊 教育長職務 代理者	川原林 学校教育課長	
平井 教育総務部 次長				保木 学事施設課長	
竹井 社会教育課長	森 教育委員		高木 教育委員	藤原 学校給食課長	加藤 市民スポーツ 課長
小川 文化財課長				赤水 スポーツ振興 部長	藤本 教育総務課 主事
横井川 文化ホール 館長				野崎 スポーツ振興 部次長	中村 教育総務課 主査

入口

傍聴席

入口

議第 1 号

高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市立公民館の管理および運営に関する規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 館長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合には、高島市立公民館使用許可書を交付するものとする。

様式第 1 号および様式第 2 号を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の高島市立公民館の管理および運営に関する規則第 4 条の規定により定める様式の使用については、当分の間、なお従前の例による。

高島市立公民館の管理および運営に関する規則

現 行	改 正 案
(使用許可の申請および許可) 第4条 公民館を使用しようとする者は、使用する日の3か月前から7日前までに、高島市立公民館使用許可申請書(様式第1号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>2 館長は、前項の規定により、提出された申請書を審査し、支障がないと認めた場合には、高島市立公民館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。</u>	(使用許可の申請および許可) 第4条 公民館を使用しようとする者は、使用する日の3か月前から7日前までに、高島市立公民館使用許可申請書_____を館長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 <u>2 館長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合には、高島市立公民館使用許可書を交付するものとする。</u>

議第 2 号

高島市文化ホールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市文化ホールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市文化ホールの管理運営に関する規則（平成 2 7 年高島市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「この条から第 6 条および第 8 条から第 1 1 条」を「この条から第 4 条まで、第 6 条、第 8 条から第 1 1 条まで」に改める。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 教育委員会は、条例第 5 条第 1 項前段の規定による承認（以下「使用承認」という。）をするときは、様式第 1 号を用いて、承認した旨の通知をするものとする。

第 4 条第 5 項後段を次のように改める。

この場合において、第 1 項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、「様式第 1 号」とあるのは「様式第 2 号」と、第 3 項中「使用承認」とあるのは「使用変更承認」と、「様式第 1 号」とあるのは「様式第 2 号」と読み替えるものとする。

第 5 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項中「様式第 5 号」を「様式第 3 号」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「高島市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条第 2 項中「様式第 6 号」を「様式第 4 号」に改める。

第 8 条中「様式第 7 号」を「様式第 5 号」に改める。

第 9 条中「様式第 8 号」を「様式第 6 号」に改める。

第 1 2 条中「1 0 日前」を「1 か月前」に改める。

第 1 4 条中「様式第 9 号」を「様式第 7 号」に改める

第 1 9 条を第 2 0 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(寄贈および寄託)

第 1 9 条 文化ホールは、美術品等の寄贈および寄託を受けることができる。

様式を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

高島市文化ホール使用承認申請書

年 月 日

高島市教育委員会

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

下記のとおり、施設の使用を申請します。

記

使用場所・使用日時	
使用人数	人
使用目的	
使用中の責任者	住 所 氏 名 電話番号
施設料金	円
施設料金調整	円
備品・設備料金	円
合計料金	円
その他特記事項	

使用承認書

年 月 日

高島市教育委員会

上記のとおり施設の使用を承認します。

使用承認申請内容詳細

年 月 日

使用場所・日時

使用場所	使用日時	使用料金
	月 日 () : ~ :	円

使用備品・設備等

備品・設備名	数量	使用日時	使用料金
		月 日 () : ~ :	円

注意事項

--

様式第 2 号（第 4 条関係）

高島市文化ホール使用変更承認申請書

年 月 日

高島市教育委員会

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

年 月 日で承認のあった施設の使用について、変更したいので申請します。

記

使用場所・使用日時	
使用人数	人
使用目的	
使用中の責任者	住 所 氏 名 電話番号
施設料金	円
施設料金調整	円
備品・設備料金	円
合計料金	円
その他特記事項	

使用変更承認書

年 月 日

高島市教育委員会

上記のとおり施設の使用の変更を承認します。

使用変更承認申請内容詳細

年 月 日

使用場所・日時

使用場所	使用日時	使用料金
	月 日 () : ~ :	円

使用備品・設備等

備品・設備名	数量	使用日時	使用料金
		月 日 () : ~ :	円

注意事項

--

様式第3号（第5条関係）

高島市文化ホール使用料還付申請書

年 月 日

高島市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

年 月 日で承認のあった施設の使用について、使用料を還付されたく申請します。

記

申請理由	
既納料金	円
還付申請額	円
備 考	

様式第 4 号（第 7 条関係）

高島市文化ホール使用料等減免申請書

年 月 日

高島市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

次の使用について、使用料等の減免をされたく申請します。

記

施 設 名	
使用場所	
使用日時	年 月 日（ ） 時 分～ 年 月 日（ ） 時 分
使用目的	
減免理由	
添付書類	

様式第 5 号（第 8 条関係）

高島市文化ホール施設変更等申請書

年 月 日

高島市教育委員会

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

年 月 日で承認のあった施設の使用について、その施設を変更したいので申請します。

記

施 設 名	
使用場所	
使用日時	年 月 日（ ） 時 分～ 年 月 日（ ） 時 分
使用目的	
変更箇所	
変更内容	
変更理由	

様式第 6 号（第 9 条関係）

高島市文化ホール使用取消届出書

年 月 日

高島市教育委員会

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

年 月 日で承認のあった施設の使用について、使用を取消したいので届出します。

記

施設名	
使用場所	
使用日時	年 月 日（ ） 時 分～ 年 月 日（ ） 時 分
取消理由	

様式第 7 号（第 1 4 条関係）

高島市文化ホール施設損壊等届出書

年 月 日

高島市長

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

次のとおり高島市文化ホールの施設を損壊しましたので、次のとおり届け出ます。

つきましては、高島市文化ホールの設置および管理に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、指示により原状回復します。

記

損壊施設	
損壊日時	年 月 日（ ） 時 分
損壊場所	
損壊内容	
損壊理由	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の高島市文化ホールの管理運営に関する規則に定める様式の使用については、当分の間、なお従前の例による。

高島市文化ホールの管理運営に関する規則

現 行	改 正 案
(入館の制限) 第2条 高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。条例第10条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に文化ホールの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下<u>この条から第6条および第8条から第11条</u>において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。 (1)～(3) (略) (施設の使用等に係る承認の手続) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>教育委員会は、条例第5条第1項前段の規定による承認（以下「使用承認」という。）をするときは、高島市文化ホール使用承認書（以下「使用承認書」という。）（様式第2号）を当該承認の申請をした者に交付するものとする。</u> 4 (略) 5 第1項および第3項の規定は、条例第5条第1項後段の規定による申請について準用する。<u>この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」（様式第3号）と、第3項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」（様式第4号）と読み替えるものとする。</u> 6 (略) (使用料等) 第5条 (略)	(入館の制限) 第2条 高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。条例第10条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に文化ホールの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下<u>この条から第4条まで、第6条、第8条から第11条まで</u>において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。 (1)～(3) (略) (施設の使用等に係る承認の手続) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>教育委員会は、条例第5条第1項前段の規定による承認（以下「使用承認」という。）をするときは、様式第1号を用いて、承認した旨の通知をするものとする。</u> 4 (略) 5 第1項および第3項の規定は、条例第5条第1項後段の規定による申請について準用する。<u>この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、「様式第1号」とあるのは「様式第2号」と、第3項中「使用承認」とあるのは「使用変更承認」と、「様式第1号」とあるのは「様式第2号」と読み替えるものとする。</u> 6 (略) (使用料等) 第5条 (略)

2 条例第6条第2項ただし書きの規定により使用者は、条例第6条第1項に規定する使用料および前項に規定する付属設備使用料（以下「使用料等」という。）を、教育委員会が指定する日までに納付しなければならない。

3 条例第6条第3項ただし書きの規定により使用料等の還付を受けようとする者は、高島市文化ホール使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用料等の減免）

第7条 条例第6条第4項の規定により、使用料等を減額し、または免除することができる場合および金額は、次のとおりとする。

(1) 市または高島市教育委員会が主催または共催する事業に使用するとき。 免除

(2) （略）

2 条例第6条第4項の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、条例第5条第1項に規定する使用承認の申請と同時に高島市文化ホール使用料等減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（施設の変更等の承認の手続）

第8条 条例第7条ただし書の規定による承認の申請は、条例第5条第1項に定める使用承認の申請と同時に、高島市文化ホール施設変更等申請書（様式第7号）および当該特別の設備または付属設備以外の器具等（以下「特別の設備等」という。）の内容を記載した書類を添えて、教育委員会に提出することにより行わなければならない。この場合において、申請者は、特別の設備等に要する費用の全額を負担しなければならない。

（使用の取消し等の届出）

2 条例第6条第2項ただし書きの規定により使用者は、条例第6条第1項に規定する使用料および前項に規定する付属設備使用料（以下「使用料等」という。）を、市長が指定する日までに納付しなければならない。

3 条例第6条第3項ただし書きの規定により使用料等の還付を受けようとする者は、高島市文化ホール使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用料等の減免）

第7条 条例第6条第4項の規定により、使用料等を減額し、または免除することができる場合および金額は、次のとおりとする。

(1) 市または教育委員会が主催または共催する事業に使用するとき。 免除

(2) （略）

2 条例第6条第4項の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、条例第5条第1項に規定する使用承認の申請と同時に高島市文化ホール使用料等減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（施設の変更等の承認の手続）

第8条 条例第7条ただし書の規定による承認の申請は、条例第5条第1項に定める使用承認の申請と同時に、高島市文化ホール施設変更等申請書（様式第5号）および当該特別の設備または付属設備以外の器具等（以下「特別の設備等」という。）の内容を記載した書類を添えて、教育委員会に提出することにより行わなければならない。この場合において、申請者は、特別の設備等に要する費用の全額を負担しなければならない。

（使用の取消し等の届出）

第9条 使用者は、使用承認を受けた施設の
使用を取り消そうとするときは、速やかに
高島市文化ホール使用取消届出書（様式第
8号）に使用承認書を添えて、次の各号に
定める日までに教育委員会に届け出なけれ
ばならない。

(1)・(2) (略)

(使用等の打合せ)

第12条 使用者は、ホールを使用する場合
は、使用日の10日前までに係員とその使
用方法その他必要な事項を打ち合わせなけ
ればならない。

(損壊等の届出)

第14条 条例第9条第2項に規定する届出
は、高島市文化ホール施設損壊等届出書（様
式第9号）を市長に提出することにより行
わなければならない。

(その他)

第19条 (略)

第9条 使用者は、使用承認を受けた施設の
使用を取り消そうとするときは、速やかに
高島市文化ホール使用取消届出書（様式第
6号）に使用承認書を添えて、次の各号に
定める日までに教育委員会に届け出なけれ
ばならない。

(1)・(2) (略)

(使用等の打合せ)

第12条 使用者は、ホールを使用する場合
は、使用日の1か月前までに係員とその使
用方法その他必要な事項を打ち合わせなけ
ればならない。

(損壊等の届出)

第14条 条例第9条第2項に規定する届出
は、高島市文化ホール施設損壊等届出書（様
式第7号）を市長に提出することにより行
わなければならない。

(寄贈および寄託)

第19条 文化ホールは、美術品等の寄贈お
よび寄託を受けることができる。

(その他)

第20条 (略)

議第 3 号

高島市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市体育施設の管理運営に関する規則（平成 2 7 年高島市教育委員会規則
第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

使用承認申請書

年 月 日

高島市教育委員会

住所（所在地）

氏名（団体名）

代表者名

電話番号

下記のとおり、施設の使用を申請します。

記

使用場所・使用日時	
使用人数	人
使用目的	
使用中の責任者	住 所 氏 名 電話番号
施設料金	円
施設料金調整	円
備品料金	円
合計料金	円
その他特記事項	

備考：この様式は、施設の使用に係る申請書の参考様式であり、施設の使用区分等に応じて、記載すべき事項を変更することができる。

使用承認申請内容詳細

年 月 日

使用場所・日時

使用場所	使用日時	使用料金
	月 日 () : ~ :	円

使用備品・設備等

備品・設備名	数量	使用日時	使用料金
		月 日 () : ~ :	円

注意事項

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の高島市体育施設の管理運営に関する規則第 4 条第 1 項の規定により定める様式の使用については、当分の間、なお従前の例による。